

イギリスの社会保障給付の濫用に関するフィッシャー委員会勧告

3月28日に公表された「社会保障給付の濫用に関する委員会の報告」*Report of the Committee on Abuse of Social Security Benefits* (Command 5228) をうけた政府は社会保障給付の濫用に対しきびしい施策をとることになった。増員のめどがつけができるだけ速かに特別査察員を任命し、これら査察員は指定地域に集中的に配置されることになる。

本委員会（委員長は、商業銀行家でかつて高等裁判所判事であったヘンリー・フィッシャー卿である）は、「この問題は重大な課題である。濫用の防止と摘発に多大の努力をすべきことは当然である。関係部局は一般国民の批判をおそれて遠慮すべきではない」とし、「不正受給の判明している請求割合は多くはないが、多

額の金銭が毎年横領されているわけである」と報告している。

一部の人々が、自らの努力によるよりも国の保護をよしとするため、不正な請求をしているとはいえ、多くの人々は切羽つまっているは他に出口をみつけることができないで保護の請求をしている。

「こうした人々は同情に値いし、われわれとしてもこの人たちが保護の道を選ばなくともよいような援助の方策をよしとするが、犯罪者の窮状に対する同情から制度の濫用を大目にみるべしとは考えない。もし不正行為が結構なことだとみられるようになったり、その取締り措置が不十分であれば、社会が損害をうけるであろう」と。

この委員会は、濫用について世間が騒いだ2年前に任命された。委員会設置の決定には社会福祉団体が非難をあびせ、証拠資料の提出を要請された120団体のうち僅か35団体が回答した。

委員会は独自の調査はせず、市民相談所や婦人研究所からチャイルド・ポバティ・アクション・グループや救世軍にいたる幅広い諸団体によって提供された資料はバラバラであると結論している。委員会は、政府機関、国会議員を含む個人、保健・社会保障省や雇用省の何人かの役人から証拠資料を集めている。

本報告は、保健・社会保障省が濫用の程度を知るための組織的な努力をしていないことを批判しながらも、概して当を得た措置がとられており濫用の防止と摘発のために資源は適切経済的に活用されている、と結論している。また、保健・社会保障省と雇用省は給付請求者に対し迅速かつ温情的に対処しているともみている。

「両省は、これまで、二つの側から世の批判を浴びてきた。濫用の処理に十分なことを

していないしそれほどタフではない、と一部ではいい、余りにタフで請求者の個人生活にふみこみすぎる、ともいわれる。

本委員会の主な勧告は、特別査察員の増強を別として、政府のとるところとはならなかった。委員会は、フィッシャー委員会の作業を継続して濫用取締り措置を指導し監督し、あわせて濫用の程度を知るためのシステムチックな無差別抽出調査をする特別委員会を支持している。特別委員会ではなく、ポール・ディン社会保障次官が中央での調整・指導の任にあたる特別の責任が与えられることになる。

無差別抽出標本調査は罪のない人の感情を害し罪人の疑いをかけるものであるとして拒けられた。そのかわり、集中的な運動を行うことにしたのである。

しかし、政府は、定期的に多額の勤労所得をうけているのではないかと疑われるケースをとりあげよとする委員会の勧告をうけいれ、一部の失業者や同棲者のケースに適用される「4週間ルール」に若干の手直しすることとなろう。

委員会は、勤労所得を明かにしないのがあらゆる濫用のなかで最もけしからぬ重大なことだ、と確信する。「われわれは、この種の濫用の取締りを保健・社会保障省の配慮において最重点項目であるべきであり、必要な増員スタッフはそこに配置さるべきである、と勧告する」

二つの給与袋をぬかりなくうけている者——一つは国家からうけ、もう一つは常用被用者または実質的に常用被用者としてうけとる——に対する世間の同情は殆んどない。

単身者の場合、職業安定所により請求者に特定の職業が通告されないかぎり、「4週間ルール」で給付を却下すべきではない、熟練労働者は、補助給付(生活保護)水準以下の手取り賃金を支払う職業の就業を強いるべきではない。委員会は、条件が請求者に明らかにされるならば、このルールは正当化されると結論している。政府は、実現可能だと提案された制限をうけいれないと、このルールの不明確さを取り除くため立法措置をとることになろう。

同棲ケースに関し、委員会は、隣人や家主

には最後の手段として様子をたづねるべきであり、特別査察員は保護支給手帳を取上げるべきではないがさし出されたら受けとるべきだ、と勧告している。

政府は、査察員を保護支給手当を取上げるべきではないとする勧告をうけいれたが、他の勧告を拒けている。

The Times, Mar. 29, 1973.

(田中寿 国立国会図書館)